

別表第1 (第3条、第8条、第14条、第17条関係)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0102 (以下「規格」という。) 55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法 (規格38・1・1に定める方法を除く。)
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31・1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの (メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65・2に定める方法
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地 (田に限る。) である場合にあつては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては規格61も定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定を定める省令 (昭和50年総理府令第31号) 第1条第3項及び第2条に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地 (田に限る。) で或る場合にあつては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令 (昭和47年総理府令第66号) 第1条第3項及び第2条に定める方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1・2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3又は5・3・2に定める方法
1・1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
シス-1・2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
1・1・1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1・1・2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法

1・3-ジクロロ プロペン	検液1リットルにつき0.002ミリ グラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定 める方法
チラウム	検液1リットルにつき0.006ミリ グラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方 法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリ グラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第 2に掲げる方法
チオベンカル ブ	検液1リットルにつき0.02ミリグ ラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第 2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグ ラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定 める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグ ラム以下	規格67・2又は67・3に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグ ラム以下	規格34・1に定める方法又は昭和46年環境庁告 示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラ ム以下	規格47・1若しくは47・3に定める方法又は昭和 46年環境庁告示第59号等付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものあつては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 公共事業（条例第9条第1項第1号に規定する公共事業をいう。）のうち市長が別に定める事業による土砂等の埋立て等が行われる場合であつて、当該土砂等の埋立て等が行われている間及び当該土砂等の埋立て等が完了した後において地下水の汚染の防止を図る上で必要な管理が行われるものとして、事前に市長の承認を受けたときの当該土砂等の埋立て等に使用される土砂等の砒素、ふっ素及びほう素に係る基準値の欄中検液中濃度に係る値は、それぞれ検液1リットルにつき0.03ミリグラム、2.4ミリグラム及び3ミリグラムとする。
- 3 基準値の欄中「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

別表第2（第10条関係）

通常の埋立ての場合の構造基準

- 1 特定事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 埋立て等の高さ（特定事業により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）のこう配は、下の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の埋立て等の高さの欄及びのり面のこう配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		埋立て等の高さ		のり面のこう配
砂、礫、砂質土、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成33年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土	土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保されるこう配
	その他	5メートル以下	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル（埋立て等の高さが5メートル以下の場合にあっては、1.5メートル）以上のこう配
	その他	5メートル以下		垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上のこう配
その他		安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保されるこう配

- 4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 5 埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 6 特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締め固めその他の措置が講じられていること。
- 7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第3（第10条関係）

一時たい積特定事業の場合の構造

- 1 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、下の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

3,000 平方メートル未満	4メートル以上
3,000 平方メートル以上 1ヘクタール未満	6メートル以上
1ヘクタール以上 3ヘクタール未満	10メートル以上
3ヘクタール以上 5ヘクタール未満	14メートル以上
5ヘクタール以上 10ヘクタール未満	18メートル以上
10ヘクタール以上 15ヘクタール未満	24メートル以上
15ヘクタール以上 20ヘクタール未満	27メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

- 2 土砂等のたい積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が5メートル以下であること。
- 3 土砂等のたい積ののり面のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配であること。

別表第4（第7条、第8条、第11条関係）

- 1 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 2 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業
- 3 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
- 4 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 5 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに同法第31条、第34条第2項及び第44条において準用する第34条第2項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 6 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 7 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 8 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 9 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 10 自然公園法（昭和32年法律第161号）第13条第3項の規定による特別地域内及び第14条第3項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 11 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 12 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条の規定による許可を要する宅地造成
- 13 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 14 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為
- 15 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 16 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- 17 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
- 18 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
- 19 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為

- 20 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第 7 条第 1 項及び第 67 条第 1 項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 21 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 7 項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 22 千葉県立自然公園条例（昭和 35 年千葉県条例第 15 号）第 12 条第 1 項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 23 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 44 年千葉県条例第 50 号）第 7 条第 1 項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業
- 24 千葉県風致地区条例（昭和 45 年千葉県条例第 6 号）第 2 条第 1 項の規定による風致地区内における許可を要する行為
- 25 千葉県自然環境保全条例（昭和 48 年千葉県条例第 1 号）第 9 条第 4 項の規定による特別地区内における許可を要する行為
- 26 千葉県港湾管理条例（昭和 51 年千葉県条例第 45 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為

別表第5（第8条関係）

特 定 事 業 区 域 の 面 積	区 域 数
500平方メートル以上3,000平方メートル未満	1
3,000平方メートル以上1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12